

# 奥足川27作業道改良工事入札説明書

四万十森林管理署の奥足川27作業道改良工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日：平成27年12月 9日

2. 支出負担行為担当官等

分任支出負担行為担当官 四万十森林管理署長 藤村 武  
高知県四万十市中村丸の内 1 7 0 7 - 3 4

3. 工事概要

- (1) 工 事 名 奥足川27作業道改良工事
- (2) 工事場所 高知県宿毛市小筑紫町 奥足川続山国有林1027林班
- (3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から平成28年 3月18日まで
- (5) 本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が10km程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。
- (6) その他① 本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。  
この申請の窓口及び受付時間は次のとおりである。
  - ・受付窓口：四万十森林管理署 総務グループ  
〒787-0004 高知県四万十市中村丸の内 1 7 0 7 - 3 4  
電話：0880-34-3155
  - ・受付時間：9:00～12:00 及び 13:00～17:00 までとする。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）は除く。
- ② 電子入札システムで利用できる I C カードは、一般競争(指名競争)入札参加者申請により、申請を行い承認された競争参加有資格者名で I C カードを取得し、林野庁電子入札システムに利用者登録を行った I C カードである。

4. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の

規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成27・28年度の四国森林管理局における土木一式工事に係るC等級又はD等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(3)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 平成12年 4月 1日から平成27年 3月31日までの間に元請けとして、完成し引き渡しを完了した以下に示す同種工事（同種工事の適用となる工事については、「森林整備保全事業設計積算要領」（平成12年 3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）の第2に定める事業の工事として適用を受けたものに限る。以下同じ。）を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
- なお、当該実績が森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長（以下「森林管理局長等」という。）が発注した工事のうち、以下に示す同種工事の実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点（以下「評定点」という。）が65点未満であるものを除く。
- 経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有することとし、構成員のうち実績の一番高いもので評価する。

同種工事：林道等の開設、災害復旧又は改良工事

- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法に基づき当該工事に配置できること。
- ① 2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。
- ・ 2級建設機械施工技士の資格を有する者
  - ・ 技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を森林部門（選択科目を

「森林土木」に限る。) 建設部門又は農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)又は総合技術部門(選択科目を「建設」、「農業一農業土木」又は「林業一森林土木」とするものに限る。)の資格を有する者

・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

② 1人の者が上記(5)に掲げる工事の経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合に限る。)

ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の主任(監理)技術者が上記(6)の①の基準及び上記(5)の条件を有していればよい。評価においては、専任の主任(監理)技術者となる者で行う。

③ 当該工事を受注した場合において、主任技術者又は監理技術者が必要となる工事にあつては、配置予定技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係が資料受付日以前に3ヶ月以上あること。

④ 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあつては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは以下の者をいう。

- ・平成16年 2月29日以前に交付を受けた「監理技術者資格者証」を所持する者
- ・平成16年 2月29日以前に監理技術者講習を受講し、平成16年 3月 1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者は、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」を所持する者

(7) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年 6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 森林管理局長等が発注した工事のうち、平成25年 4月 1日から平成27年 3月31日までの2年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、工事成績評定点の平均が65点以上であること。

(9) 3.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(11) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、下記の区域内に所在すること。

また、経常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、下記の区域内であること。

C・D等級の者：高知県全域

(12) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月 7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(13) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

①健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

②厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

5. 設計業務等の受託者等

(1) 4. (9)の「3. (1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・該当なし

(2) 4. (9)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当する者である。

- ① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

## 6. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、支出負担行為担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4. (3)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4. (1)、(2)及び(4)から(13)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて4. (3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて4. (3)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書及び資料の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。

ただし、紙入札による場合は事前に承諾を得た承諾書を添付して、郵送等（配達証明のできるものに限る。以下「郵送等」という。）または持参すること。（期限必着）

電子入札システムによる提出の場合：

- ① 提出期間：平成27年12月10日から平成27年12月24日まで。  
休日を除く毎日、9:00～17:00 まで。

- ② 提出方法：

電子入札システム申請書画面の添付資料フィールドに「申請書」（別記様式1）、「資料」（表紙1及び別記様式2、3）をそれぞれ添付し提出すること。

ただし、申請書及び資料の合計ファイル容量が3MBを超える場合には、郵送等、電子メール（送信容量は7MB以内とする。）または持参により提出することとし、電子入札システムとの分割は認めない。

なお、郵送等、電子メールまたは持参により提出する場合は、下記の内容を記載した書面（様式自由）を電子入札システムにより、申請書及び資料として送信すること。いずれの提出方法についても期限必着とする。

- 1. 郵送等、電子メールまたは持参する旨の表示
- 2. 郵送等、電子メールまたは持参する書類の目録
- 3. 郵送等、電子メールまたは持参する書類のページ数
- 4. 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

郵送等、電子メールまたは持参の場合の提出先は下記宛とする。

〒787-0004 高知県四万十市中村丸の内1707-34

四万十森林管理署 総務グループ

電話 0880-34-3155

メールアドレス：shikoku\_shimanto@rinya.maff.go.jp

③ ファイル形式：

電子入札システム又は電子メールによる提出資料のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・一太郎9以降
  - ・Microsoft Word (Word 2000以降)
  - ・Microsoft Excel (Excel 2000以降)
  - ・その他のアプリケーションPDFファイルAcrobat6以降
- 画像ファイルJPEG形式又はGIF形式  
圧縮ファイルLZH形式

持参による提出の場合：

- ① 受付期間：平成27年12月10日から平成27年12月24日まで。  
9:00～12:00 及び 13:00～17:00 までとする。（休日は除く。）
- ② 受付場所：〒787-0004 高知県四万十市中村丸の内1707-34  
四万十森林管理署 総務グループ

(2) 申請書は、別記様式1により作成すること。

(3) 資料は、次に従い作成すること。

ただし、①の同種工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の同種工事の経験については、工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載すること。

なお、「同種工事の施工実績」（別記様式2）及び「主任（監理）技術者等の資格・工事経験」（別記様式3）に記載する工事が平成17年10月1日から平成27年3月31日までに完成した森林管理局長等の発注した工事である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書等の評定点合計を証明する書類の写しを添付すること。

① 施工実績

4. (5)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を別記様式2に1件記載すること。

② 配置予定の技術者

4. (6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式3に1件記載することとし、他の工事の従事状況においては、国・県・市町村・民間等全てにおいて、専任、非専任の立場に関わらず記載し、本工事を受注した場合の対応措置においては、従事案件における発注者の意向を踏まえ、明確に記載すること。なお、

配置予定技術者として複数人の候補技術者を記載することもできる。その場合、審査については、候補技術者のうち資格・実績等の評価が最も低い者で評価する。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札又は落札予定者となったことにより記載した配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、直ちに、競争参加資格通知以前にあっては提出した資料の取り下げを、競争参加資格通知後は入札辞退を書面及び電子入札により行うこと。申請書を電子入札システムにより提出した場合であっても、取り下げの申請は書面により行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

なお、実際の工事にあたって受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において発注者との協議により、主任技術者及び監理技術者（以下「技術者」という。）を変更（16. で後述）できるものとする。

### ③ 契約書の写し

①の同種工事及び②の配置予定技術者の経験においては、施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に登録されており、その内容が①、②を確認できる場合は、工事カルテの写し（一般データ、技術者データをもって施工証明書とし）を提出し、契約書の写しを提出する必要はない。また、「工事实績情報システム（CORINS）」に登録無き工事及び「工事实績情報システム（CORINS）」にて工事内容が確認できない工事（簡易CORINSで登録した工事等）については、契約書の他に施工計画書等の当該工事の内容（同種工事等の工事实績及び技術者の従事实績）が証明できる書類を添付すること。必要書類の添付がないものについては、入札に参加できないので留意すること。

### （４） 資料作成説明会

資料作成説明会については、原則として実施しない。

### （５） 資料の提出がない場合（必要書類の提出不足等を含む）又は資料の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。なお、提出内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認ができるものとし、抽象的内容（丁寧に施工する等）の提案は認めない。

### （６） 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については平成28年 1月 8日までに通知する。通知において、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して、通知する。

(7) 競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングについては、原則として実施しない。

(8) その他

- ① 申請書、資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 支出負担行為担当官等は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書、資料の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして支出負担行為担当官等が承認した場合においてはこの限りではない。

7. 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

- ① 提出期限：平成28年 1月20日17時
- ② 提出場所：3. (7)の①に同じ。
- ③ 提出方法：持参により提出すること。郵送等によるものは受け付けない。

- (2) 支出負担行為担当官等は、説明を求められたときは、平成28年 1月26日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

8. 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

- ① 受付期間：公告日の翌日より入札執行日の5日前（休日の場合は前日とする。）まで。

持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日、9:00～12:00 及び 13:00～17:00 まで。

- ② 提出場所：〒787-0004 高知県四万十市中村丸の内1707-34  
四万十森林管理署 総務グループ  
電話：0880-34-3155

- ③ 提出方法：持参又は郵送等により提出すること。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、書面により回答する。また次のとおり閲覧にも供するとともに、四国森林管理局のホームページに掲載する。

- ① 期間：入札執行日の前日、前々日（休日を除く。）の 9:00～12:00 及び 13:00～17:00 まで。

- ② 場所：〒787-0004 高知県四万十市中村丸の内1707-34

9. 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 電子入札システムによる入札の締め切りは、平成28年 1月27日 9時30分
- (2) 持参による入札の場合は、平成28年 1月27日 9時30分までに四万十森林管理署 3階会議室へ持参すること。
- (3) 開札は、平成28年 1月27日 9時30分に四万十森林管理署 3階会議室にて行う。  
(ただし、上記(1)、(2)及び(3)について、入札及び開札日時に変更がある場合には、変更公告、競争参加資格確認通知書等により変更後の日時を通知する。)
- (4) 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官等により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

10. 入札方法等

- (1) 入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は入札書は紙により封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し持参すること。郵送等による提出は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (4) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、入札前に確認しなければならない、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

11. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金： 免除

12. 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出を求める。

工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。

1) 電子入札方式の場合の提出方法

工事費内訳書を6.(1)③に示すファイル形式にて作成し、工事費内訳書添付フィールドに工事費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。

ただし、工事費内訳書が3MBを超える場合には、工事費内訳書についての

み郵送等により（締切日時必着）提出することとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送等に当たっては、二重封筒とし、表封筒に「工事費内訳書在中」と朱書し、中封筒に工事費内訳書を入れ、その表に「入札件名」を表示すること。

なお、郵送等により提出する場合には、下記の内容を記載した書面（自由様式）を電子入札システムにより送信すること。

1. 郵送等する旨の表示
2. 郵送等する書類の目録
3. 郵送等する書類のページ数
4. 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

郵送等の場合の提出先は、入札公告の4の(1)に同じ。

2) 紙入札方式の場合の提出方法

入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

- (2) 提出された工事費内訳書は返却しないものとする。
- (3) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名及び押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には押印は不要。）を行った工事費内訳書を提出しなければならない。支出負担行為担当官等が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書を必要に応じ公正取引員会に提出することがある。
- (4) 工事費内訳書が以下の各項に掲げる場合に該当するものについては、原則として当該入札参加者の入札を無効とする。

|                                          |     |                                                  |
|------------------------------------------|-----|--------------------------------------------------|
| 1 未提出であると認められる場合<br>(未提出であると同視できる場合を含む。) | (1) | 工事費内訳書の全部又は一部が提出されていない場合                         |
|                                          | (2) | 工事費内訳書とは無関係な書類である場合                              |
|                                          | (3) | 他の工事の工事費内訳書である場合                                 |
|                                          | (4) | 白紙である場合                                          |
|                                          | (5) | 工事費内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。） |
|                                          | (6) | 工事費内訳書が特定できない場合                                  |
|                                          | (7) | 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合                          |
| 2 記載すべき事項が欠けている場合                        | (1) | 内訳書の記載が全くない場合                                    |
|                                          | (2) | 入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合                   |
| 3 添付すべきでない書類が添付されていた場合                   | (1) | 他の工事の工事費内訳書が添付されている場合                            |
| 4 記載すべき事項に誤りがある場合                        | (1) | 発注者名に誤りがある場合                                     |
|                                          | (2) | 発注案件名に誤りがある場合                                    |
|                                          | (3) | 提出業者名に誤りがある場合                                    |
|                                          | (4) | 工事費内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合                        |
| 5 その他未提出又は不備がある場合                        |     |                                                  |

### 13. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、林野庁電子入札システム運用基準に定める立会官を立ち会わせて行う。

紙入札方式による場合にあっては、競争参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせ開札を行う。

### 14. 入札の無効

①入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、②申請書及び資料に虚偽の記載をした者が行った入札、③別冊現場説明書、入札説明書及び入札者注意書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札、④暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について虚偽又はこれに反する行為が認められた入札は無効とし、無効な入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に於いて4. に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

### 15. 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で予決令第79条の規定に

基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- (2) 予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、17. に示すとおり、予決令第86条の調査を行うものとする。

#### 16. 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を解除することがある。

なお、実際の工事にあたって受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において発注者との協議により、技術者を変更できるものとする。変更については、下記を満足することを条件とする。

- (1) 病休、退職、死亡、その他の事由等の場合。
- (2) 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。
- (3) 工場から現地へ工事の現場が移行する時点（橋梁等工場製作を含む工事の場合）。
- (4) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合（大規模な工事の場合）。

いずれの場合であっても、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、技術者の資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

#### 17. 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

#### 18. 契約書作成の可否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

#### 19. 支払条件

- ① 前金払 無
- ② 中間前金払 無      部分払 無

本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

ただし、低入札価格調査を受けた者に係る契約保証金及び発注者の解除権行使に伴う違約金の額については、工事請負契約約款第4条第2項中「10分の1」を「10分の3」に、第4項中「10分の1」を「10分の3」に、第46条第2項中「10分の1」を「10分の3」に読み替えるものとする。

また、前金払については、工事請負契約約款第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」に、第5項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、第6項及び第7項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に、読み替えるものとする。

## 20. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、6.(1)の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (4) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日を除く、9時から17時まで稼働している。
- (5) システム操作上の手引き書としては、林野庁発行の「電子入札の手引き」を参考とすること。
- (6) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
  - ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先
  - 農林水産省電子入札ヘルプデスク
  - 受付時間：9時から16時
  - 電話：048-254-6031
  - FAX：048-254-6041
  - e-mail：help@maff-ebic.go.jp
- (7) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。
- (8) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電話等により連絡する。
- (9) 林道工事標準仕様書、林道工事施工管理基準については、「治山林道必携（積算・施工編）」を参照すること。
- (10) 一次下請契約等からの社会保険等未加入建設業者の排除等  
工事の施工のために下請契約を締結する場合、受注者は、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請契約（受注者が直接契約締結するものに限る。）の相手方

にはできない。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署（所）の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

## 記

### 1 契約の相手方として不適当な者

- （1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。
- （5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1） 暴力的な要求行為を行う者。
- （2） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。
- （3） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
- （4） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者。
- （5） その他、前各号に準ずる行為を行う者。

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。